

# 早濑川・老馬谷ガーデン運営委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、早濑川・老馬谷ガーデン運営委員会（以下「本委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、早濑川・老馬谷ガーデン（以下「ガーデン」という）の管理者である都筑区役所と協力し、ガーデンの環境を良好に保ち、快適に花や緑とふれあい親しむことができるよう、美化活動等を実施し、地域交流の促進及び地域の魅力向上に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 本委員会は、前条の目的に賛同する地域住民および東京都市大学教職員・学生等により構成する。

(活 動)

第4条 本委員会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 清掃、除草等の敷地管理
- (2) 花や緑へのかん水
- (3) その他本委員会の目的達成のため必要な活動

(役 員)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名
監 事	1名
運営委員	若干名

(役員の仕事)

第6条 役員は次の仕事を行う。

- (1) 会長は、本委員会を代表し、会の仕事を掌握する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会計仕事を行う。
- (4) 監事は、会計監査を行う。
- (5) 運営委員は会の活動を分掌する

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(総 会)

第8条 本委員会の総会は、年1回または臨時に会長が召集し、会長が議長となり、活動に関し重要な事項等を審議決定する。

また、会長は本委員会の目的達成のため、適宜、意見交換の場を設けることができる。

(経 費)

第9条 本会の経費を賄うため、会の目的に賛同する個人、団体より寄附、協賛金を受け入れる。

(会計年度)

第10条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は令和 2年 2月 1日から施行する。